

地域密着型金融を実践し 地域の活性化に取り組んでいます。

1. 創業・新事業支援

●創業支援に関する連携体制の構築

当金庫は、平成26年9月に呉地域における行政機関、中小企業支援機関などと連携して「呉創業支援ネットワーク」を設立し、3か月に一度の円卓会議では、各参加機関との情報交換や創業予定者によるビジネスプラン発表会を実施しています。



平成28年3月には、同ネットワークの参加機関との連携をより一層深めるため、創業計画書の作成支援を受けた創業者等については、当金庫の創業・新事業支援融資「アクレ」の金利優遇を行うことといたしました。

なお、当金庫が行っている創業・新事業支援融資「アクレ」の実績は次の通りです。

創業・新事業支援融資「アクレ」実績	平成28年3月末取扱残高	41件	140百万円
	うち平成27年度実行	17件	61百万円

●創業支援ご相談窓口の設置

当金庫は、平成27年4月に各営業店に「創業支援ご相談窓口」を設置し、従来の創業支援担当者（営業店26名）、本部の専任担当者（3名）とともに起業・創業の構想段階からご相談に応じる体制としました。

●くれしん創業支援セミナーの開催

当金庫は、創業を検討されている方や創業後5年未満の方に対し、創業に必要な知識を習得していただくとともに、先輩起業家による体験談を通して創業に関する理解を深めていただくことを目的とした「くれしん創業支援セミナー」を開催しました。

広島大学の教授を講師としてお招きし、会社設立の手続きやマーケティング等について学んでいただきました。また、先輩起業家からは、起業の準備段階から起業後における実体験をお話いただき、受講者の皆さまから大変参考になったとの好評をいただきました。

今後も政府が目指す「まち・ひと・しごと創生」のうち「しごと創生」に一段と積極的に対応していきたいと考えています。

●当金庫が設立した公益社団法人による創業・新事業等支援

当金庫は、公益社団法人アクティブベースくれに対して、活動資金の交付や当金庫職員による選考・審査前の訪問調査、選考資料の取り纏め等、全面的に協力しています。

平成27年度は、応募事業33件に対し、助成事業7件、助成金額5百万円を交付いたしました。

平成28年3月までに助成事業は131件、助成金総額127.3百万円を交付しており、創業・新事業への支援が図れたものと認識しています。



2. 中小企業の成長支援

●補助金の活用支援

当金庫は、平成24年11月に「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関（中小企業の経営力強化を図るため専門性の高い支援事業を行う機関）」の認定を受けており、「ものづくり補助金」や「創業補助金」の申請書作成などを積極的にサポートしました。

平成27年度の申請件数は26件で、このうち17件が採択されました。

●知的資産経営の支援

当金庫は、平成25年から公益財団法人ひろしま産業振興機構と連携して、技術力やノウハウ、人材・組織力、経営理念など、財務諸表で表わせない「企業の競争力の源泉」（知的資産）を「見える化」する「知的資産経営」の普及に取り組んでいます。平成27年度は6月に「知的資産経営啓発セミナー」、7月、8月に「知的資産経営報告書作成セミナー」（3回）を開催したほか、専門家による「広島県中小企業技術・経営力評価制度」の利用も推進しました。

●「第10回広島県信用金庫合同ビジネスフェア2015inグリーンアリーナ」の開催による地域活性化への寄与

平成27年11月17日（火）「今こそ発揮、広島の魅力！」をテーマに、県下4信金合同でビジネスフェアを開催し、11,034名の方々にご来場いただきました。前回に引き続き、機能性食品を展開する「機能性食品ゾーン」に加え、女性目線で開発された商品を持つ企業を展開する「ウーマンeyesゾーン」、しまなみ海道・やまなみ街道をテーマにした「しまなみ・やまなみゾーン」を設けたこともあり、より充実したビジネスフェアとなりました。



当金庫からは70社4大学に出展いただき、商談件数1,389件のうち73件の商談が成立しました。また、商談が継続しているものは277件となっています。（平成28年3月末現在）

今後も皆さまの多様なニーズへの対応と、販路拡大・受注確保など新たなビジネスチャンス創出のお手伝いをさせていただきます。

3. 地方創生への取り組み

●呉市との「地方創生に係る包括連携に関する協定書」の締結

当金庫では、呉市の活性化に向け、呉市と連携を図り、それぞれが保有する情報や経験等を活用しながら、「地方創生」に寄与していくため、平成27年8月3日付で呉市と「地方創生に係る包括連携に関する協定書」を締結いたしました。地方創生に関わる様々な分野で相互に協力し、協働した取組みなどを行うことにより、地方創生を積極的に推進していきたいと考えています。



4. 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資への取組み

平成27年度は、「事業を円滑に行うための融資」について、融資件数230件、融資金額2,611百万円を実行するとともに、「ABL（動産・売掛金等担保）」についても、融資件数34件、融資金額906百万円を実行しました。

また、経営者による個人保証については、経営者保証に関するガイドライン研究会が平成25年12月5日に公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重して過度な保証を求めない融資慣行の確立に努めてまいりました。



5. 経営改善支援

●取引先企業のランクアップ計画への取組み

平成25年4月に「事業再生支援デスク」を設置し、金融円滑化対応先及び貸出金20百万円以上で債務者区分が要注意先・破綻懸念先・実質破綻先を抽出してランクアップの推進やランクダウンの防止などの中間管理を強化しています。具体的には、対象先の経営課題や改善策、四半期ごとの経営状況などの情報を営業店・本部間で共有し、より実効性の高いアドバイスが行えるよう協議するとともに、経営改善計画書の作成支援や助言などコンサルティング機能の発揮に努めています。

また、「再生に向けて強い意欲があるお取引先」や「経営改善計画と実績が大幅に乖離しているお取引先」等に対しては、必要に応じてコンサルティング会社・中小企業再生支援協議会・地域経済活性化支援機構・企業再生ファンド等の外部専門機関と連携し、営業店と本部が協働で経営改善・事業再生支援に取り組んでいます。

このような取組みもあり、平成27年度は要注意先54先（うち要管理先9先）、破綻懸念先11先、実質破綻先3先がランクアップしました。

●今後の課題

平成28年度も「債務者区分を上位遷移させる先（「ランクアップ」）100先」の目標を掲げており、継続した経営改善計画書の策定支援やその進捗状況に応じた経営改善のアドバイス、外部専門機関とのネットワークの構築・拡大に向けた取組みを実施し、コンサルティング機能の一層の強化を図っていきます。

【27年4月～28年3月】

(単位:先)

(単位:%)

	期初 債務者数	うち経営改 善支援取組 み先数	Bのうち期末 に債務者区分 がランクアッ プした先数			Bのうち再 生計画を策 定した先数	経営改善支 援取組み率	ランク アップ率	再生計画 策定率
			Bのうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数	B/A	C/B				
	A	B	C	D	E	B/A	C/B	E/B	
要注意先	1,274	566	54	454	34	44.4	9.5	6.0	
破綻懸念先	202	177	11	147	20	87.6	6.2	11.3	
実質破綻先	81	54	3	39	0	66.7	5.6	0.0	
合計	1,557	797	68	640	54	51.2	8.5	6.8	

(注)・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む）であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含んでおりません。
 ・経営改善支援取組み先で途中で完済した債務者はBに含めるもののCには含めておりません。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先は本表には含めておりません。
 ・「再生計画を策定した先数E」＝「中小企業再生支援協議会・地域経済活性化支援機構・整理回収機構の再生計画策定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」としています。

6. 金融円滑化への当金庫の取組み

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、金融円滑化に全力を傾注して取り組んでいます。

●取組方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって最も重要な社会的使命です。平成21年12月に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「金融円滑化法」という)が制定され、その後平成25年3月末をもって終了となりました。私どもはこれまで同様、中小企業のお客様や住宅ローンをご利用いただいているお客様から貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、既に貸付条件の変更をしたことがあるというような形式的な事象にとらわれることなく、その解決に向けて真摯に取り組めます。

●金融円滑化に向けた態勢整備

当金庫は、上述の取組方針を適切に実施するため、以下の通り必要な態勢を整備しています。

- (1) 金融円滑化の推進機関として、「中小企業金融円滑化対応委員会（現企業活力向上支援委員会）」を設置するとともに、金融円滑化管理責任者を任命しています。
- (2) お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みに対して迅速かつきめ細やかに対応するため、営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置しているほか、営業店支援本部に「お客様ダイレクトサービスセンター」

や融資管理本部に「事業再生支援デスク」を設置し、電話相談への対応も行っています。

- (3) 金融仲介機能を積極的に発揮していく観点から、「金融円滑化に関する方針」及び「金融円滑化管理規程」を策定し、当金庫職員全員に周知しています。
- (4) お客様からの貸付条件の変更等のお申込みに対して営業店が適切に対応できるようにするため、「金融円滑化対応マニュアル」を策定しています。また、金融円滑化の実施状況を本部が的確に把握しています。
- (5) お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させ、適切な経営改善支援を行えるようにするため、営業店長及び融資事務担当職員に対して継続的に研修を実施しています。

●他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえでこれらの関係機関へ情報の確認・照会を行うなど、今後も緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めます。

●支援を目的とする貸付条件変更の実施状況（平成28年3月末時点）

〈中小企業者向け〉

(単位:件/百万円)

	申込み		実行		審査中		謝絶		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全 体	11,625	286,906	11,266	276,924	40	1,634	96	3,358	223	4,989

上記の申込みのうち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	実行		謝絶	
	件数	金額	件数	金額
	4,803	29,996	30	158

〈住宅資金借入者向け〉

(単位:件/百万円)

	申込み		実行		審査中		謝絶		取下げ	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
全 体	768	9,244	680	8,155	4	16	19	266	65	805

(注)・件数及び金額は、金融円滑化法施行日から平成28年3月末までの累計で計上しております。
 ・件数は債権単位、金額は申込み時点の債権額です。
 ・「中小企業者」には、個人事業者を含みます。

●金融円滑化に関するご相談・苦情への対応について

当金庫は、お客様からの条件変更等のお申し出・ご相談、営業店の対応等に関するご意見・苦情等に対して、以下の窓口等で真摯に対応いたします。

○ご相談受付

本店営業部、各支店の金融円滑化相談窓口（平日9:00～16:30）
 お客様ダイレクトサービスセンター（☎0120-27-0043、平日9:00～17:00）
 融資管理本部 事業再生支援デスク（0823-24-6112、平日9:00～17:00）

○ご意見・苦情の受付

本店営業部、各支店の窓口（平日9:00～16:30）
 金融円滑化関連苦情受付窓口（☎0120-32-8883、平日9:00～17:30）

○時間外・休日のご相談、ご意見・苦情の受付

ゆめランチ（本店営業部ゆめタウン呉出張所、電話0823-22-3611、年末年始を除く9:00～19:00）
 高屋支店（電話082-434-7711、年末年始を除く9:00～16:30）
 ご意見・苦情は、当金庫ホームページの「ご意見・お問い合わせメール」もご利用いただけます。